令和８年度 募集案内

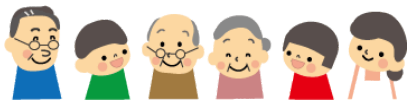

こども食堂スタートアップ事業補助金

事業趣旨

奈良県は、こどもにとって身近な居場所となり得る、こども食堂の活動を広げるため、新たにこども食堂を開設する団体等に対し、**新規開設のための必要経費を補助**します。

補助対象団体（補助金を受けられる団体）

奈良県内でこども食堂を新たに開設し、次に掲げる要件を満たす団体（営利団体を除く。）とします。

① 本事業の実施における団体名及び代表者が定められていること。
② 本年度の申請日以前に、**開催予定の小学校区において、こども食堂を開催した実績がない**こと。
③ 定款、規約、会則など団体の組織・運営に関する規則又はこれに準ずるものを定め、予算経理を明らかにしていること。
④ 特定の政治的又は宗教的活動をする団体でないこと。
⑤ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体でないこと。代表者が定められ、事業運営を適切に行うことができる団体であること。

補助事業実施要件（補助の対象となる取組）

次に掲げる要件の全てに該当することとします。

① 補助金の対象となる団体が**申請年度内に新たにこども食堂を開催するため**、必要な環境整備や準備等を行うこと。
② 実施団体関係者等特定の者のみを対象とした運営ではなく、こどもや保護者が広く利用できるよう広報活動を行うこと。
③ 補助対象期間後も、**概ね２ヶ月に１回以上の頻度**で**継続的に**こども食堂を開催すること。
④ 集合型でこども食堂を開催する際は、食事の提供だけでなく、利用者が配膳等の手伝いを行う、食育等の学習、宿題を教える自主学習、利用者同士がコミュニケーションを図る遊び等の取組を可能な限り実施することにより、地域の人達と安心して過ごすことのできる居場所の機能を提供すること。
⑤ デリバリーやテイクアウトにより「こども食堂」を開催する場合は、食事の提供だけではなく、必要に応じて参加者の様子を確認するなどの見守り活動を行うこと。
⑥ 団体が自ら調理した食事等を提供する場合は、食品衛生に関する講習会を受講した者又はこれと同等とみなすことができる者を少なくとも１名配置するなど、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）をはじめとする諸法令等を遵守した運営に努めること。
⑦ 周囲の環境等に配慮すること。また、傷害保険に加入するなど食中毒等の安全の確保を十分に図ること。

補助対象経費

こども食堂の新規開設に要した次の経費です。

ｱ 家具購入費（テーブル、イス、食器棚等）
ｲ 設備・機器購入費（食洗機、エアコン、パソコン、電話機、炊飯器、冷蔵庫、電子レンジ、消火器等）
ｳ 消耗品費（一品の取得価格が１千円以上１０万円未満の物品）
・調理に必要なもの（衛生保管庫、鍋、包丁、まな板、洗剤、ラップ等の台所用品等）
・居場所づくりに必要なもの（飾り、玩具、本等）
・印刷代（初回広報チラシ等のみ）

補助対象期間

交付決定日から初回開催日までの期間が対象です。

概ね２ヶ月に1回以上の頻度で継続的に開催することが要件のため、補助金の支払いは、年度末です。

補助金額

開催予定場所によって補助金の上限額が異なります。

ｱ 申請時点において、開催予定である小学校区に奈良こども食堂ネットワークに加入のこども食堂が**１団体以上ある場合**　：　１団体につき**２０万円**。

ｲ 申請時点において、開催予定である小学校区に奈良こども食堂ネットワークに加入のこども食堂が**ない場合**　：　１団体につき**３０万円**。

ただし、他の補助金等で申請している経費は申請しないでください。

募集期限

募集〆切：令和９年３月１８日（木）　※先着順

持参の場合は、平日９～１２時、１３～１７時（土日祝、年末年始及び１２時～１３時を除く）の受付です。
※様式以外の添付書類で、メールへの添付が難しい場合は郵送や持込でも受付可能ですが、期限必着です。
※募集期限を過ぎた場合は、受付できません。

【注意①】　先着順につき、募集期間内であっても、申請額が予算額に達した場合は、早期に受付を終了することがあります。
【注意②】　申請額が予算額に達した場合は、交付決定額を調整する場合があります。

応募方法

〇奈良県こども家庭課のホームページから募集要領等を確認のうえ、申請書類をダウンロードしていただき、ファイル形式は変えずに必ずメールで提出してください。
〇メールでの提出が難しい書類については、郵送・持参での申請も受け付けます。ただし、特に郵送の場合は、締切日までに必ず届くことを確認して送付してください。
〇申請について、相談がある場合はお早めにご連絡ください。

問い合わせ先・応募先

奈良県 地域創造部 こども・女性局 こども家庭課 家庭福祉係（〒630-8501 奈良市登大路町３０）
e-mail：kodomo@office.pref.nara.lg.jp　TEL:0570-020-262　FAX:0742-27-8107
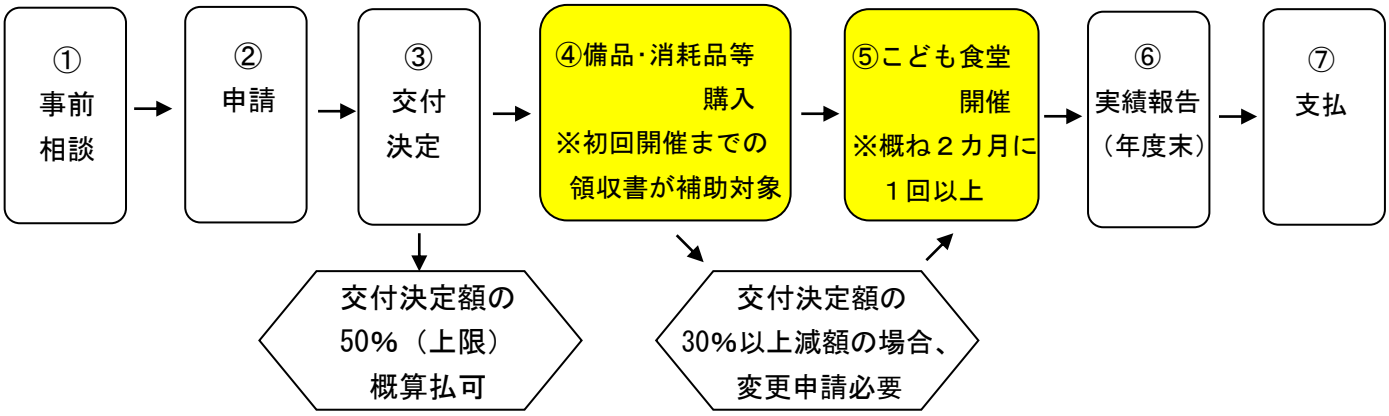
【参考】申請から支払までの流れ